

2014 年度第 1 回
開発途上国の社会・経済開発のための民間技術普及促進事業
経理処理ガイドライン

はじめに

本ガイドラインは、標記の事業に関し、その経費についての取扱いや経理処理の留意事項について記載したものです。

本ガイドラインを参照の上、常に適切な経理処理を心掛けるようお願いします。

目次

1. 基本的な考え方と留意事項.....	2
(1) 領収書	
(2) 為替レート	
(3) 起算日	
2. 経理処理の実施手順	
(1) 経理処理の基本的な流れ.....	2
(2) 見積書の作成.....	3
(3) 契約交渉及び契約金額の確定.....	3
(4) 支払い方法.....	3
(5) 留意事項.....	4
3. 費目の定義と留意事項	
(1) 費目と当機構との分担.....	4
(2) 各費目の扱いと留意事項	
【Ⅰ. 人件費】	
1) 直接人件費.....	7
2) その他原価.....	8
3) 一般管理費等.....	8
4) その他留意事項.....	9
【Ⅱ. 直接経費】	
1) 機材購入・輸送費.....	10
2) 旅費.....	12
3) 現地活動費.....	13
4) 本邦受入活動費.....	15
【Ⅲ. 管理費】.....	16

様式 1 : 見積金額内訳書

様式 2 : 見積金額内訳明細書

1. 基本的な考え方と留意事項

本事業は公的な事業であることは言うまでもありませんが、業務実施の委託を受けてこれを実施し、その成果を報告書にまとめて提出するもので、いわゆる「補助金」とは異なるものです。

従って、本事業の経理処理に当たっては、一般の経理業務や「補助金」の経理報告とは異なる部分が多々ありますので、以下に示す基本的な考え方を十分ご理解ください。

また、本事業は会計検査等、政府の検査や監査の対象にもなりますので、経理証憑等の作成や保管についても、適正かつ厳格に行うことが求められます。

(1) 領収書

契約締結日以降に発生し、原則として事業期間中に支払った経費が計上の対象です。

また、契約書上認められていても、証拠書類（領収書等）のない支出は精算の対象外です。

領収書には、日付、支払者（事業提案者）、支払先の情報（領収書発行者の名称・住所・電話番号・印/署名等）、支出内容（物品・サービス名称、単価・数量・支払金額・通貨単位等）等必要な事項が明記されている必要があります。

(2) 為替レート

為替レートは、当機構が定める月ごとの（固定）外貨交換レートを適用し、円貨の精算金額を計算します。

（「外貨換算レート表」は当機構ウェブサイトを参照

→ http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）。

また、上記サイトによるレートが設定されていない国の通貨については、「OANDA, the Currency Site (URL: <http://www.oanda.com/>)」を参照し、前月末日付けレート (Interbank Rate) の小数点第4位以下を切捨てたものを当該月のレートとして使用します。

(3) 起算日

契約における各種基準額（直接人件費基準月額（上限）、日当・宿泊料基準額（上限）、内国旅費（上限）等）や、業務従事者（全業務従事者）の格付け等に係る年数等算出の起算日は本公示日とします。

2. 経理処理の実施手順

(1) 経理処理の基本的な流れ

経理処理の基本的な流れは以下のとおりです。

- 1) 企画書とともに見積書を提出
- 2) 仮採択後、見積書の内訳、積算根拠等について契約交渉で確認

- 3) 契約締結
- 4) 前払/部分払（それぞれ必要に応じ）
- 5) 契約終了段階での最終精算

(2) 見積書の作成

見積金額とその妥当性を確認するため、企画書の提出に際しては、見積書を併せて作成、提出願います。見積書は以下の書類により構成されます。

なお、企画書提出時の見積額が契約金額の上限となります。

- 1) 見積金額内訳書（様式1）
- 2) 見積金額内訳書明細書（様式2）

(3) 契約交渉及び契約金額の確定

提出頂いた見積書に基づき、仮採択となった事業提案者と契約交渉を行います。契約交渉においては、業務の内容、見積金額とその根拠について各費目毎に詳細を確認、協議させていただきます。

特に外部人材については、以下3.(2)【I.人件費】に記載のとおり、所属によって計上が認められない場合がありますので、契約交渉において確認させていただきます。

費目によっては、他社や現地企業からの見積書を根拠とする場合がありますが、原則として2者以上の見積書の提示により計上金額を決めて頂きます。

見積取得業者等をあらかじめ1者のみ特定する必要がある場合は、その理由や価格の妥当性について、事業提案者等による説明書を作成願います。

従って、交渉段階において、追加の説明資料や見積根拠資料の再提出等をお願いする場合がございますので、予めご了解ください。

契約交渉の結果、確定した金額は、契約書に附属書として添付する契約金額内訳書に反映されます。

(4) 支払い方法

契約経費の支払い方法には以下の4つのタイプがあります（図1）。

- 1) 業務完了時の一括精算払（全額後払）
- 2) 前払（契約締結時）＋ 精算払（業務完了時）
- 3) 部分払（可分な業務の完了時）＋ 精算払
- 4) 前払 ＋ 部分払 ＋ 精算払

この中で、「前払」、「部分払」、「精算払」の意味はそれぞれ以下のとおりです。

ア) 前払

契約締結時点で、受注者の請求に基づき、「直接経費」及び「人件費」の両項目の契約金額の40%を上限として支払うものです。

前払請求額に「消費税及び地方消費税の合計金額」及び「管理費」を含めることは出来ません。

前払金の実施には、銀行または保証事業会社等の保証を受ける必要があります。

イ) 部分払

契約書で規定する業務の可分な一部が完了したときに、当該業務にかかる（中間）成果物及び契約金相当額を確認し、受注者の請求に基づき支払うものです。

請求可能な「部分払金額」は以下の式で算定します。

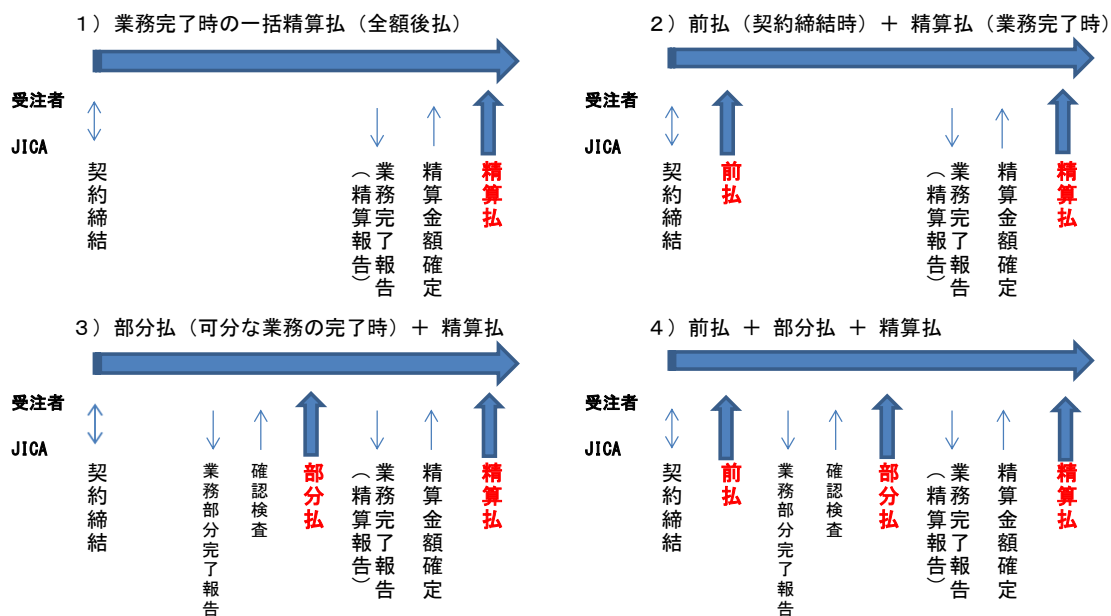
$$\text{部分払金額} \leq \text{契約金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{契約金額})$$

ウ) 精算払

契約書で規定する業務がすべて完了したときに、提出する成果物が検査に合格したのち、請求に基づき支払うものです。

なお、精算払に先立ち、成果物の検査合格の通知を受けたときは、契約金額の10分の9を上限として、当機構に概算払を請求することが可能です。

図1：支払方法のタイプと支払時期



(5) 留意事項

- 1) 事業提案者は本事業専用の金融機関口座を開設してください。
- 2) 前払金を受ける際は、銀行または保証事業会社等による保証措置が必要です。個人保証は認められません。
- 3) 提案に際しては、上記を踏まえて JICA への資金請求のタイミングを検討頂き、これを反映した形で見積書の「年度毎内訳シート」を作成頂くよう、お願い致します。

3. 費目の定義と留意事項

(1) 費目と当機構との分担

本事業の支出対象となる費目は次項表1のとおりです。

表1の費目に該当しない経費は、事業提案者の負担となります(表中の●印は、

当機構が負担します)。

なお、既述の通り、本事業は業務委託契約に基づくものであり、提案法人が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは性格が異なります。従って、上限金額内において、事業提案法人の技術に対する相手国政府関係者の理解を深めるために必要な諸活動に係る費用が、バランスよく計上されていることが望まれます。

表 1 【費目と分担】

費目		当機構負担	定義・内容
I. 人件費			
1. 直接人件費	事業提案者	×	事業提案者の業務従事者の直接人件費は負担しない
	外部人材	●	外部人材（コンサルタント等）の直接人件費
2. その他原価		●	外部人材の調節人件費に一定比率を掛け算出。間接的に業務支援を行う事務員、技術者等の人件費、事務機器の損料、水道光熱費、銀行手数料等。
3. 一般管理費等		●	外部人材の直接人件費及びその他原価から算出。役員報酬、地代家賃、広告宣伝費、保険料、雑費等。
II. 直接経費			
1. 機材購入・輸送費			
2. 旅費			
1) 航空賃	●	事業提案者の業務従事者及び外部人材の現地渡航に必要な航空運賃	
2) 日当・宿泊料、内国旅費	●	事業提案者の業務従事者及び外部人材の日当・宿泊料及び日本国内の内国旅費	
3. 現地活動費			
1) 車両関係費	●	現地での活動に必要な車両関係費	
2) 現地傭人費	●	現地での活動に必要な傭人費	
3) 現地交通費	●	現地での交通費等	
4) 現地再委託費	●	現地における委託契約費用	
5) 上記以外の費用	×		
4. 本邦受入活動費			
1) 航空賃	●	海外から相手国関係者を本邦で受け入れる際の航空運賃	
2) 本邦受入活動業務費	●	海外から相手国関係者を本邦で受け入れる際の必要経費	
3) 上記以外の費用	×		
III. 管理費		●	本事業全体に係る管理費（II. 4. 2）本邦受入活動業務費除く）

(2) 各費目の扱いと留意事項

上記表1の各費目について、以下の通り、取り扱うこととします。

【I. 人件費】

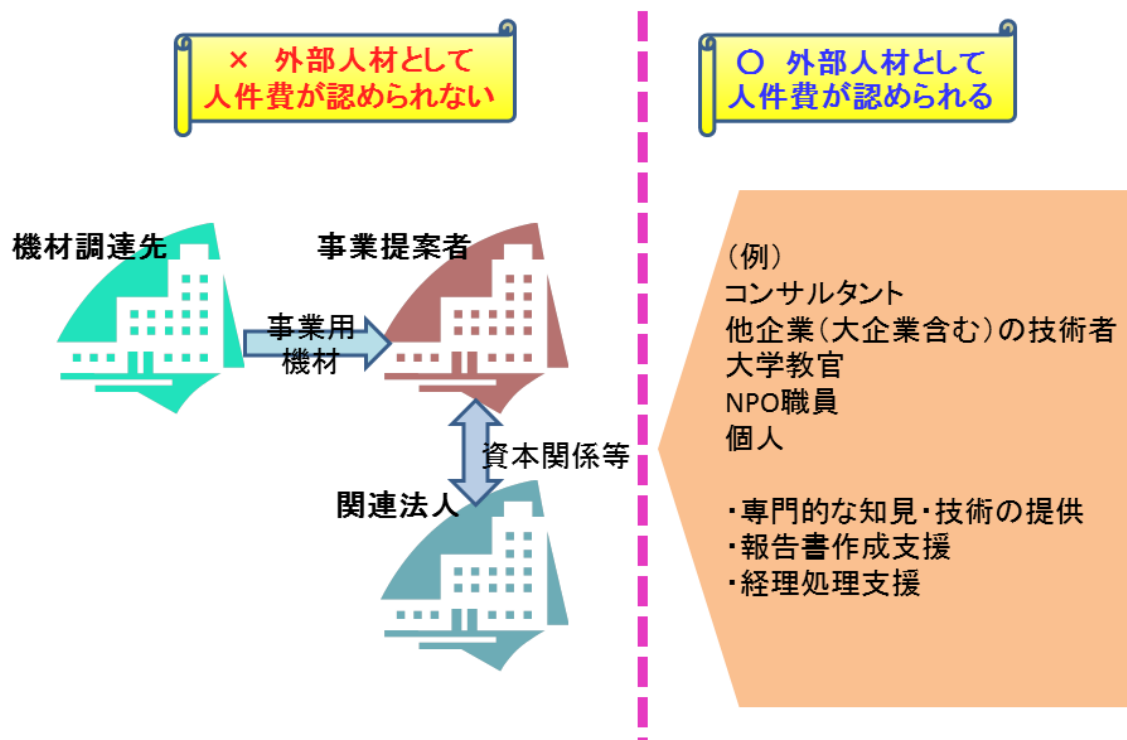
将来的な海外ビジネス展開が促進されるという本事業の性格に鑑み、事業提案者（及び親・子会社等の関連法人）の直接人件費は計上できません。

費目上の「人件費」では、技術・分野課題・対象国・ビジネス展開等にかかる知見を持つ、いわゆる「外部人材」（開発コンサルタント、他企業の技術者、金融機関、大学教官、NPO職員、個人等）を本事業の実施に活用するための経費（直接人件費、その他原価、一般管理費等）を計上するものです。

また、報告書作成や経理精算報告等の品質の確保や円滑な作業のために「外部人材」を活用することも可能です。

なお、事業提案者と実質的支配関係あるいは親子関係にある法人・団体に所属する人材や、本事業で調達される機材や製品を生産あるいは販売する企業の社員等を「外部人材」として含めることはできません。

「外部人材」が必要とする人件費以外の直接経費、すなわち、航空賃、日当・宿泊料や車両借上げ費等については、【II. 直接経費】に計上します。



1) 直接人件費

直接人件費とは、現地または日本国内において当該業務に従事する「外部人材」の直接人件費です。

原則として、業務の内容及び業務経験年数に基づく表2の基準月額単価を上限とし、当該業務に従事する「外部人材」の業務の内容・難易度により月額単価を決定します。

当該「外部人材」の直接人件費は、この月額単価に業務量（人月、または M/M と呼ぶ）を乗じて積算します。

表2【格付と基準月額表】

格付	業務の内容・難易度の例	標準業務経験年数	基準月額
2号	・極めて高度な調査・分析能力を必要とする業務 (例：高度な事業を行う際の総括業務)	18年以上	940,000円
3号	・高度な調査・分析能力を必要とする業務 (例：一般的な事業を行う際の総括業務)	13年以上	820,000円
4号	・一般的な情報収集・分析業務	8年以上	668,000円
5号	・上司の包括的指示のもとに行う高度な情報収集・分析業務	5年以上	542,000円
6号	・上司の包括的指示のもとに行う一般的な情報収集・分析業務	2年以上	452,000円

注1. 本事業においては、2号を超える外部人材の活用を想定していない。

注2. 標準業務経験年数は大学卒業者を基準とした年数であり、短大卒、高卒等の業務従事者に必要な経験年数については、個別に判断する。

注3. 業務経験年数2年以下の人材の活用は、原則として認められない。

業務量1人月(1M/M)は、本邦での国内業務と現地業務ではそれぞれ計算方法が異なるのでご注意ください。

すなわち、国内業務においては「稼働日」(業務を行った日)20日間をもって1人月としますが、海外での現地業務では「拘束日」(=本邦出発日から帰国日まで)30日間が1人月です。

それぞれ小数点以下第3位を四捨五入して第2位まで算出します。

(例) 国内作業期間：10日÷20日=0.50人月

現地業務期間：10日÷30日=0.3333・・・⇒0.33人月

<海外居住者の現地業務／国内業務>

海外居住の業務従事者については、日当・宿泊料が計上される場合は「現地業務」とし、日当・宿泊料が計上されない場合は「国内業務」として取り扱います。

日当・宿泊料を計上できるか否かについては次のとおりとします。

・海外居住の業務従事者が、「居住地及び通勤可能範囲」で業務を行う場合には、日当・宿泊料を計上できません。したがって、「国内業務」(稼働日20日で1人

月)とします。

- ・海外居住の業務従事者が、「居住地及び通勤可能範囲」ではない業務対象地域で業務を行う場合には、日当・宿泊料を計上できます。したがって、「現地業務」(拘束日30日で1人月)とします。

例えば、業務対象地域に居住する業務従事者は、日当・宿泊料を計上できませんので、その業務は「国内業務」です。しかし、業務対象国に居住する業務従事者であっても、「居住地及び通勤可能範囲」ではない業務対象地域で業務を行う場合は、日当・宿泊料を計上できますので、その業務は「現地業務」になります。また、海外居住の業務従事者が本邦で業務を行う場合、日当・宿泊料を計上できますので、その業務は「現地業務」です。

海外居住者の「国内業務」及び「現地業務」については、混乱を避けるため、見積書の「直接人件費」の内訳に明記する等、分かり易い見積書の作成をお願いします。

なお、業務対象国に居住する業務従事者について、業務対象地域への出張に伴う日当・宿泊料を計上する場合には、飛行機での移動が必要など「通勤可能範囲でないこと」を確認できる資料を契約交渉で提出していただきます。

2) その他原価

「その他原価」とは、「外部人材」の所属法人における当該業務の担当部署の事務職員の人件費、間接的に業務支援を行う技術者の人件費、福利厚生費、水道光熱費等の経費に相当します。

「その他原価」の計算方法は、以下の数式によります。

$$\text{その他原価} = (\text{直接人件費}) \times (\text{その他原価率})$$

この中で、「その他原価率」は所属法人(あるいは個人)によって異なり、65~120%を上限とします。

詳細については、次項表3を参照願います。

3) 一般管理費等

「一般管理費等」は、一般管理費と付加利益からなります。

「一般管理費」とは、外部人材の所属法人の当該業務の担当部署以外の経費であって、役員報酬、従業員給与手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、広告宣伝費、交際費、寄付金、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、雑費等を含みます。

また、「付加利益」とは、当該業務を受託する企業等を継続的に運営するのに必要な費用であって、法人税、地方税、株主配当金、役員賞与金、内部保留金、支払利息及び割引料、支払い保証料その他の営業外費用等を含みます。

「一般管理費等」は、以下の数式にて計算します。

$$\text{一般管理費等} = (\text{直接人件費} + \text{その他原価}) \times (\text{一般管理費等率})$$

ここで、「一般管理費等率」は、0~40%が上限で、「その他原価率」と同様に

外部人材の所属によって異なります。

次項の表3は、「その他原価率」と「一般管理費等率」について、それぞれの経費率を外部人材の3種類の所属ごとに説明したものです。

見積作成や精算に当たっては、適切な経費率を用いてください。

なお、企画書とともに提出いただいた見積書の積算において、その他原価及び一般管理費等の積算に使用した「その他原価率」及び「一般管理費等率」は、契約交渉から精算を通じて変更することはできません。

表3【その他原価及び一般管理費等の経費率（各々上限）】

外部人材が所属する団体等の種別	定義	その他原価率	一般管理費等率
コンサルティング企業	1) 当該法人の事業概要にコンサルティング業務、又はそれに類似する業務が明記されていること、 かつ 2) 当該法人が過去3年間に、途上国における開発事業、もしくは我が国中小企業の途上国に対する海外展開支援（途上国における調査業務を含むものに限る）に係るコンサルティング業務を第三者から受託した経験があること	120%	40%
上記以外の法人	上記定義に当てはまらないが、法人格を有している団体（一般企業、NPO、大学等）	75%	40%
個人	1) 法人格を有していない個人 2) 大学教官等、団体に所属しているが、団体を通じた派遣でない場合は、個人の扱い	65%	0%

4) その他留意事項

ア) 「外部人材」に係る積算については、当機構コンサルタント等契約における経費の積算方法について記載した「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」も参照願います。

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

イ) 「外部人材」を活用する際には、原則として業務の内容とその価格を明示した契約書を締結して下さい。ただし、個人に現地出張と現場でのアドバイスを求めるといった程度の簡便な業務であれば、委嘱状等で代替することも可能です。外部人材との契約書あるいは委嘱状の取り交わしは、当機構との契約締結後としてください。

ウ) 「外部人材」の人件費の精算確定に際しては、契約書（又は委嘱状等）の写し、当該契約にかかる精算報告書、領収書が証拠書類として必要になります。

エ) 直接経費（航空賃、日当・宿泊料等）は、原則として提案法人等が外部人材に対して直接給付する条件とするため、「外部人材」との契約内訳には含めないでください。

【Ⅱ. 直接経費】

1) 機材購入・輸送費

本事業を行うための機材の製造・購入費（原価）およびこれら機材の輸送費です。

機材製造・購入費等

本事業においては、事業提案者の製品・技術の普及促進のために必要な資機材の購入を行うことができます。

原則として、本邦調達または現地調達によって購入しますが、必要に応じ第三国における調達も可能です。

ア) 資機材の所有権

調達した資機材の所有権は当機構に属しますが、事業実施期間中、当機構はこれを事業提案者に貸与し、その実施する普及促進事業に供します。

また、事業実施後は、当機構は事業実施国政府関係機関（相手国実施機関）に当該資機材を譲与するものとします。

イ) 原価による計上

事業の実施によって、事業提案者の製品・技術等の普及が行われ、その将来の海外ビジネスの展開が促進されるという本事業制度の目的に照らし、資機材の購入（自社製品の場合は“販売”）そのものによって、事業提案者が何等かの「利潤」を得るものではないと整理しています。

すなわち、当該資機材が事業提案者あるいは子会社・グループ会社を含む関連会社の製品である場合は、原則として「原価」を価格として計上し、その「原価」の根拠を説明して頂く必要があります。

ウ) 原価の根拠

原価計算方法は、企業等の業態や製品等の性格により、「製造原価計算」、「個別原価計算」、「総合原価計算」等様々な方法があり得、そのいずれの方法によるかは事業提案者によりますが、いずれの場合においても、契約交渉において十分説得的な根拠による説明をして頂きます。

また、他社から調達する場合は、その購入費用を計上できますが、市場の競争性を踏まえた十分安価な調達であること、あるいは関連会社・提携会社・特定の取引先等を指名（“特命随意契約”と呼称）した購入の場合は、本事業の目的等を踏まえた極力安価な調達が得られるよう、価格交渉をしたものを妥当な価格として計上し、併せて、その価格根拠を契約交渉において説明して頂きます。

エ) 現地における組立・据付・製造等や試運転に係る経費

資機材調達に加え、現地での組立て・据付・製造等や試運転の必要がある場合に、必要な機材費・材料費・労務費等や事業提案者等の雇用する技術者の派遣等も、妥当性が認められれば「原価」に含めることができます。

その場合の直接人件費は、上に掲げた表2【格付と基準月額表】に示す格付4号の基準月額を上限とします。

注：【安全保障貿易管理について】

「安全保障貿易管理」とは軍事転用可能な貨物・技術が国際社会の安全性を脅かす国家やテロリスト等に渡ることを防ぐため、国際社会が協調して行っている輸出管理の枠組みです。

我が国では外為法に基づき実施されており、規制の対象となっている「貨物の輸出」や「技術の提供」を行う場合は、経済産業省の許可を取得する必要があります。

また、第三国調達も安全保障貿易管理の対象となりますので、ご注意ください。

なお、これら一連の手続きは、事業提案者自身で行って頂く必要があります。詳細は経済産業省や安全保障貿易情報センター等のウェブサイトをご確認ください。

● <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/gaiyou.html>

● <http://www.cistec.or.jp/service/chusho.html>

オ) 現地工事費

機材の据付や必要最小限の設備の建設、ソフトウェア構築あるいは土木工事等、普及対象とする提案コンポーネントそのものの製作（の一部）にかかる現地再委託を行う場合、その必要経費を「現地工事費」として計上できます。

その見積に当たっては、業務内容・仕様等を提示した上で、該当業者等2者以上から取得して下さい。

また、精算は、再委託現地工事等にかかる契約書、請求書及び領収書に基づいて行います。

なお、現地における再委託のうち、上の「現地工事」の事例に当たらないもの、たとえば、水質試験、翻訳サービス、社会調査、マネジメント契約等にかかる現地再委託契約に関しては本費目ではなく、「3. 現地活動費 4) 現地再委託費」に計上して下さい。

輸送費・保険料・通関手数料

精密機械等、空送が必要と認められる場合を除き、海送を原則とします。

また、輸送中の保険や現地通関にかかる手数料も必ず計上して下さい。

輸送費は日本と海外の間だけでなく、日本国内及び現地国内での輸送費も含まれます。

関税・付加価値税(VAT)等

資機材の現地通関に関し、関税・VAT等が課税される可能性が高いため、機材購入・輸送費を計上する場合、契約金額内の費目として必要な税額を必ず含めてください。

税制度や税率等の情報は、先方政府のウェブサイト等から入手可能です。

2) 旅費

事業提案者の業務従事者のみならず、外部人材の旅費も本費目にて計上します。

航空賃

ア) 航空賃に含まれるもの

航空賃は、日本と海外の間又は海外間の航空賃を対象とするもので、航空券代の他に、週末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、国内外空港施設利用料（税抜）／空港税、旅客保安料（税抜）、発券手数料（税抜、燃油特別付加運賃等を除いた航空券代の5%を上限）を含みます。

イ) 航空券のクラスと運賃

学歴年次及び所要フライト時間別に表4に示すクラスを上限とし、それぞれ正規割引運賃（キャリア運賃）による計上ができます。

表4【航空券の搭乗クラス】

学歴年次 ^{注1}			一つの旅行区間における所要フライト時間 ^{注2} 別 航空券クラス			
大学卒	旧高・ 短大卒	旧中・ 新高卒	8時間未満	8時間以上 16時間未満	16時間以上 24時間未満	24時間以上
30年以上	35年以上	50年以上	C (ビジネス)	C (ビジネス)	C (ビジネス)	C (ビジネス)
18年以上	22年以上	35年以上	Y (エコノミー)	C (ビジネス)	C (ビジネス)	C (ビジネス)
12年以上	16年以上	25年以上	Y (エコノミー)	Y (エコノミー)	C (ビジネス)	C (ビジネス)
12年未満	16年未満	25年未満	Y (エコノミー)	Y (エコノミー)	Y (エコノミー)	C (ビジネス)

注1 学歴年次には同等学歴を含む。

注2 「一つの旅行区間における所要フライト時間」の考え方は以下のとおり。

- 直行便を利用する場合は、出発地から目的地までが「一つの旅行区間」。
- 乗継地で宿泊しないときは、乗継以前と乗継以降のフライトを通して「一つの旅行区間」として通算。この場合の所要フライト時間は乗継待ち時間を除く。
- 乗継地で宿泊するときは、通算せずに個別の旅行区間とする。

ウ) 精算

精算にあたっては、証拠書類として領収書と航空券（e-ticket）が必要です。このうち、領収書については、金額内訳の明細（週末・特定曜日料金加算、航空保険料、燃油特別付加運賃、国内外空港施設利用料（税抜）／空港税、旅客保安料（税抜）、発券手数料（税抜き）等）が記載されたものを提出願います。

日当・宿泊料、内国旅費

日当・宿泊料を以下の金額を上限値として計上できます。

なお、日当とは、現地派遣中の昼食、少額交通費といった宿泊料以外の諸雑費を実費弁済するために支出する手当です。

- 日当：3,800円/日（「業務従事日数」を乗じます）

●宿泊料：11,600円/泊（「業務従事日数－2日」を乗じます）

機内泊分の宿泊料は支給しません。

但し、韓国、中国、モンゴル、フィリピン、ブルネイ、ミクロネシア、マーシャル諸島へ渡航する場合は機内泊を伴うフライトが就航していないため、「業務従事日数－1」を乗じます。

なお、日当・宿泊料の精算には証拠書類は必要ありませんが、渡航日数は航空賃の証拠書類で確認します。

注：【派遣期間が長期になる場合の日当・宿泊料の逡減について】

日当・宿泊料は、本邦を出発した日から起算して、滞在日数が連続して30日を超える場合には、その超える日数について基準額の100分の10に相当する額、滞在日数が連続して60日を超える場合には、その超える日数について基準額の100分の20に相当する額を控除して上限額とします。

●内国旅費

ア) 成田、中部、関西空港の3国際空港周辺地域に居住または会社が所在する場合、3国際空港いずれかを出発または帰国空港として利用する場合は、以下の金額を上限に内国旅費を計上できます。羽田空港を利用する場合は計上できません。

【3国際空港周辺都府県の内国旅費の上限額（2014年8月現在）】

- | |
|--|
| ① 関東（茨城・栃木・群馬・山梨・埼玉・千葉・神奈川の各県及び東京都）
東京駅～上野～成田空港（JR/京成ライナー）の定額（4,870円） |
| ② 東海（長野・岐阜・静岡・愛知・三重の各県）
名鉄名古屋駅～中部国際空港（名古屋電鉄）の定額（1,610円） |
| ③ 近畿（滋賀・奈良・兵庫・和歌山の各県、京都・大阪の二府）
大阪駅～関西国際空港（JR阪和線）の定額（2,200円） |

イ) ただし、日本国内便を含んで発券される場合の航空賃が国際航空賃と同額以下である場合には、航空賃の一部として認めます。

上記（日当、宿泊料、内国旅費）以外の渡航に係る経費（例：ビザ代、予防注射代、支度料、海外旅行傷害保険料等）の計上はできません。

3) 現地活動費

車両関係費

現地での借上げ車両（ドライバー、燃料代を含む。）にかかる費用で、計上するのべ台数量は1台に3名以上乗車を原則とします。

また、有料道路通行料、駐車場代、タクシー代等も車両関係費として計上できます。

その精算に当たっては、車両借上げ期間、ドライバーの残業代等が明記された領収書など、内訳が分かる証拠書類が必要です。

現地傭人費

業務を実施するために、現地で傭上する人員にかかる費用です。

対象は、業務の実施を支援する専任の人員（機材操作技術者、計測技術者、通訳や事務作業スタッフ等）に限ります。

業務実施国において、雇用主に必要な社会保障費等の負担義務がある場合には、当該費用を含めてください。

なお、現地労働法等関係法令により傭人が雇用と見做される場合は、適用される法令・規則に基づき雇用契約書の作成や社会保障費用の負担等、雇用主として適切な手続きを行ってください。

また、現地法令によっては、雇用期間が一定期間を超えた場合に、期間の定めのない雇用に移行する義務が雇用主側に生ずる国がありますので、現地傭人にあたっては現地法令や規則を十分確認した上で、行ってください。

精算に当たっては、傭人期間、残業代等が明記された領収書等の証拠書類が必要です。

現地交通費

業務対象国内を航空機、鉄道、船舶等の公共交通機関にて移動した場合の交通費に限り、計上できます。

精算に当たっては、チケットの半券や領収書などの証拠書類が必要です。

なお、航空券の精算にあたっては、海外航空券と同様に、証憑書類として領収書と航空券（e-ticket）が必要です。

現地再委託費

開発途上国での現地活動を実施するために必要な資機材の製造や据付、建設等にかかる再委託工事等を除いた、現地での再委託に係る経費を計上します。

すなわち、再委託工事等にかかる再委託は、「機材製造・購入費等」に計上し、ここでは現地における委託調査やマネジメント契約等にかかる再委託経費を計上します。現地で採取した試料の分析等の業務を本邦の企業に委託する際にも計上が可能です。

注：【安全対策経費が必要となる場合の計上について】

事業対象国、地域の治安状況により、仮採択後に安全対策に必要な経費（武装警官傭上費用等）の計上をお願いすることがあります。

その場合でも、当該経費を含めた事業総額契約金額は、上限金額を越えることはできませんので、あらかじめご了承ください。

4) 本邦受入活動費

本事業は、我が国民間技術等への開発途上国政府関係者等の理解の促進を通じ、開発途上国の事業への活用可能性を検討することを目的としています。本事業の本邦受入活動として、相手国実施機関職員等を本邦に招いて、民間技術等を紹介することを想定しています。

航空賃

事業提案者が相手国実施機関職員等を本邦に受け入れる活動を行う場合、往復の航空賃（原則、エコノミークラスとしますが、参加者の職位に応じてビジネスクラスも可とします）の経費が計上できます。

詳細については、【Ⅱ. 直接経費】 2) 旅費 航空賃の項を参照してください。

本邦受入活動業務費

以下の計算式による経費を上限に、相手国実施機関職員等の本邦受入活動にかかる調整に要する業務費の計上ができます。

なお、受入人数の多少に関わらず、受け入れた日数によって算出します。

$$75,500\text{円/日} \times \text{本邦受入れ日数（来日日から離日日まで）}$$

注：現地出発日から現地到着日ではありません。

但し、一回あたりの本邦受入れ日数が20日を超える場合は、基準額は一日当69,800円となります。

なお、本邦受入活動に係る上記以外の経費（日当・宿泊料、国内交通費、講師謝金、会場費等）は、経費の対象とはなりません。

注：【外国公務員贈賄防止について】

我が国は1998年に締結したOECD外国公務員贈賄防止条約に基づき、不正競争防止法を改正し、外国の公務員等へ不正な利益供与を行った法人や個人を、外国公務員贈賄罪として罰すると定めています。

また我が国政府は、たとえ手続きの円滑化のみを目的とした少額の支払いであっても、それが「国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るため」であった場合には、外国公務員贈賄罪が成立し得るとしています。

従って、事業提案者は下記ウェブページ等で同法規定内容を確認した上、現地活動中は言うまでもなく、本邦受入活動中においても、相手国実施機関職員等へ金品等の供与（一般慣習に比して豪華な宿泊や食事、お土産等も含む）と見做される行為は絶対行わないよう十分注意願います。

●外国公務員贈賄防止（経済産業省ウェブページ）

→ http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/index.html

●OECD外国公務員贈賄防止条約の概要（外務省ウェブページ）

→ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaikeo/oced/komuin.html>

【Ⅲ. 管理費】

「Ⅱ. 直接経費」の内、当機構負担として整理されている経費積算項目から「本邦受入活動業務費」を除いた金額の10%を上限（管理費率）として、業務全体に係る管理費を計上することができます。

なお、企画書とともに提出いただいた見積書の積算において管理費の積算に使用

した管理費率は、契約交渉から精算を通じて変更することはできません。

したがって、契約終了段階における精算時に、「Ⅱ. 直接経費」の精算金額が契約で計上した額より減少した場合、これに合わせて管理費も減少することとなります。

以上

注：【その他 当機構の調達ガイドライン等で参照頂きたいもの】

- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン(平成 24 年 4 月)
 - 委託契約等における機材調達・管理ガイドライン(平成 24 年 4 月)
 - 業務実施契約等における正規割引航空運賃等の利用について(通知)(平成 22 年 9 月 28 日)
 - コンサルタント契約における天災その他の不可抗力による損害等に関する手続きについて(通知)(平成 20 年 11 月 11 日)
- 各ガイドラインについては、
<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html> をご参照ください。